



発行 東京都

目次

90

規程（交）

○東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………一

規程（水）

○東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………二

規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………三

規程（交）

●交通局規程第六十三号

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十一月三十日

東京都交通局長 内藤 淳

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

第一条 東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程（昭和四十九年交通局規程第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

百分の百二十五	百分の百二十五
百分の百五	百分の百五
百分の九十五	百分の九十五
百分の六十七・五	百分の六十七・五

を

に改め、同条第二項中「百分の七十」

百分の百二十五	百分の百十五
百分の百五	百分の九十五
百分の九十五	百分の八十五
百分の六十七・五	百分の五十七・五

と」の下に「、百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」とを、「百分の百

五」とあるのは「百分の六十」との下に「、百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」とを、「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」との下に「、百分の八十五」とあるのは「百分の五十五」とを、「百分の三十五」との下に「、

「百分の五十七・五」とあるのは「百分の三十」とを加え、同条第五項中「、百分の百七十二・五」を「百分の百七十二・五」と、「百分の百十五」とあるのは

「百分の百六十二・五」に改める。

第二条 東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

百分の百二十五	百分の百十五
百分の百五	百分の九十五
百分の九十五	百分の八十五
百分の六十七・五	百分の五十七・五

を

に改め、同条第二項中「百分の百二十

百分の百二十	百分の百二十
百分の百	百分の百
百分の九十	百分の九十
百分の六十二・五	百分の六十二・五

五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」を

「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」に、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」を「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」に、「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十五」を「百分の九十」とあるのは「百分の五十七・五」に、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の三十」を「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」に改め、同条第五項中「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の百七十二・五」を、「百分の百六十七・五」に改め、「百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」とを削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第十八号

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十一月三十日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

第一条 東京都水道局職員の期末手当に関する規程(昭和四十七年東京都水道局管理規程第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

百分の百二十五	百分の百二十五
百分の百五	百分の百五
百分の九十五	百分の九十五
百分の六十七・五	百分の六十七・五

を

百分の百二十五	百分の百十五
百分の百五	百分の九十五
百分の九十五	百分の八十五
百分の六十七・五	百分の五十七・五

に改め、同条第二項中「百分の七十」

と」の下に、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」とを、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」との下に、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」とを、「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」との下に、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十五」とを、「百分の三十五」との下に、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の三十」とを加え、同条第三項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十二・五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」に改める。

第二条 東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

百分の百二十五	百分の百十五
百分の百五	百分の九十五
百分の九十五	百分の八十五
百分の六十七・五	百分の五十七・五

を

百分の百二十	百分の百二十
百分の百	百分の百
百分の九十	百分の九十
百分の六十二・五	百分の六十二・五

に改め、同条第二項中「百分の百二十

五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」を「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」に、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」を「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」に、「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の五十七・五」に、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の五

十七・五」とあるのは「百分の三十」を「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の百七十二・五」を、「百分の百六十七・五」に改め、「百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」とを削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第二十七号

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十一月三十日

東京都下水道局長 神山 守

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

第一条 東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程(昭和四十七年東京都下水道局管理規程第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項の表中

百分の百二十五	百分の百二十五
百分の百五	百分の百五
百分の九十五	百分の九十五
百分の六十七・五	百分の六十七・五

を

百分の百二十五	百分の百十五
百分の百五	百分の九十五
百分の九十五	百分の八十五
百分の六十七・五	百分の五十七・五

に改め、同条第二項中「百分の七十」

と」の下に、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」とを、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と」の下に、「百分の九十五」とあるのは「百分の

五十五」とを、「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」と」の下に、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十五」とを、「百分の三十五」と」の下に、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の三十」とを加え、同条第七項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十二・五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」に改める。

第二条 東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項の表中

百分の百二十五	百分の百十五
百分の百五	百分の九十五
百分の九十五	百分の八十五
百分の六十七・五	百分の五十七・五

を

百分の百二十	百分の百二十
百分の百	百分の百
百分の九十	百分の九十
百分の六十二・五	百分の六十二・五

に改め、同条第二項中「百分の百二十

五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」を「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」に、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」に、「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十五」を「百分の九十」とあるのは「百分の五十七・五」に、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の三十」を「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」に改め、同条第七項中「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の百七十二・五」を、「百分の百六十七・五」に改め、「百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」とを削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

